

会議録

会議の名称	第2回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成29年8月4日（金） 10時00分から11時30分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟C会議室
出席者	（委員）伊藤委員、田中委員、土谷委員、杉山委員、村田委員、保谷委員、都築委員、大谷委員、清水委員、今安委員、藤波委員 （事務局）北原主幹、永井係長、師岡主事
議題	（1）第2次農業振興計画 後期見直しについて ① スケジュール ② 見直し項目案 ③ 【報告】各課との連携状況（平成24年度調査結果報告） （2）農業に係る状況について ① 東京農業振興プランとの比較（市農業振興計画との方向性確認） ② 情勢分析（東京農業振興プランより）
配布資料	資料1 平成29年度第2回農業振興計画推進委員会資料 資料2 （案）農業者意向調査のご協力のお願ひ 資料3 （案）西東京市市政モニター調査項目 資料4 西東京市における庁内事業連携調査（平成24年11月） 資料5 【対照表】都市農業振興基本法 外 資料6 東京農業振興プランの概要 資料7 平成29年度認定農業者一覧
参考資料	第2次西東京市農業振興計画（概要版）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： ただいまより、第2回西東京市農業振興計画推進委員会を開会させていただく。本日は、松尾委員より、欠席の連絡をいただいている。まず、傍聴者の確認をお願いする。</p> <p>○事務局： （「傍聴者なし」の報告）</p> <p>○委員長： 資料の確認をお願いする。</p> <p>○事務局： （配布資料の確認）</p> <p>○委員長： 次第にしたがって、議事を進める。議題1「第2次農業振興計画 後期見直し」について、事務局より説明を求める。</p> <p>○事務局： （資料1から資料4までにより、農業振興計画の見直しの方向性、見直しの予定スケジュール、計画見直しに供する農業者及び市民への意向調査の内容、庁内での農業関連事業の実施状況の調査等について説明。）</p>	

○委員長：

農業者へのアンケート調査、市民からの意見聴取、他部署への関連事業の実施状況調査を行うということだが、他部署で実施している農業関連事業については、どのような方法で調査を行ったのか。

○事務局：

平成24年度に行っている調査を基に行っている。

○委員長：

農業振興計画の後期の見直し案について、事務局からの提案内容をご説明いただきたい。

○事務局：

(事務局より、修正内容案について説明。)

○委員長：

既に事業として進んでいる部分の修正、項目の整理等が行われているということだと理解した。各委員より、何かご質問はあるか。

○委員：

第2次農業振興計画に記載されていて、見直しが必要と思われる部分については、計画策定後に実施できたものもあれば、実施できなかったと思われるものもあると思う。実績として捉えておくべき事柄もあると思うので、それらが分かるように実績と元の計画が比較できる資料があると分かりやすい。

○委員長：

ご指摘のとおり、これまでの前期計画期間の成果を見ることも大切だと思うので、ぜひ作成をお願いしたい。次回の委員会は、年明け2月に予定されており、それまでに先ほどの各種調査が行われることになるが、調査の内容について、このような項目があるといいのではないか、等のご意見があればお伺いしたい。

○委員：

農業者の意向調査については、認定農業者、エコ農産物認証制度、めぐみちゃんメニュー事業等に関する考え方を聞くといいかと思う。

○委員：

市政モニターについては、市民の声が適切に反映されるように内容をしっかりと検討していただきたい。

○委員長：

どのような集計をするのか、というところが重要になっていくと考えており、項目だけを増やしてもあまり意味はないと思うので、分析の仕方を考える必要がある。

○委員：

農業者へのアンケートについては、質問項目を作るのが非常に難しいと感じている。農業者としての経営状況が、経営面積や労働力等によってそれぞれ異なっている。そうした階層ごとの農業者の状況を把握し、クロス分析等ができるといいかと思う。調査項目として、所有している農地面積や売上規模、経営類型等、どのような農業者なのか、というところを聞くことが、後々の分析のためにも望ましい。また、西東京市のように市街化区域内の農地において、現状の制度で

は農地の貸し借りは難しいが、貸し借りをしたいという意向を持っている農業者もいるかもしれないので、調査項目に加えてもいいかと思う。

○事務局：

年代等を項目に入れることについてはどうか。

○委員：

基本的には経営主が記入するとは思うが、記入者が誰になるのかにより、項目の答えが変わってしまう。労働力についてを聞くのであれば、何人で経営しているのか、家族以外の労働力はあるのか、といったところは必ず聞く必要がある。また、答える項目が多いと、記入者にとっても負担になるので、あまり複雑にはしない方がいいと思う。後継者が確保されているかどうか、等も聞けるといい。

○委員長：

他の自治体で、どのような調査が行われているかといった情報交換は行っているか。

○事務局：

情報交換は、現状では特段行ってはいない。

○委員：

農業振興計画を見直しするときは、通常このような意向調査が行われる。今回、西東京市で行うものが根本的な見直しではない、という方向性であれば、大きな調査は、第3次農業振興計画の策定の際に行い、今回は見直しに必要な項目を調査する、というような形ではっきりさせた方がいいのではないか。その方が農業者にとっても負担が少ないと思う。

○事務局：

調査項目は、現在、市で重要視している部分とある程度リンクしている。例として直売所の項目について、市では直売所を重要なものと認識しているが、それが農業者の経営においてどの程度重要であると捉えられているのか、という部分を確認するというところとつながっていると考えている。今後どのようなことをやりたいか、というところについても、それに沿って市の施策を実施していきたい、という狙いがある。直売所の周知の必要性や学校給食への取組み、援農ボランティアの活用等についても、農業者の意向を踏まえた上で、事業に取り組む必要があると考えている。その他も、今後の市の行政運営の方向性に関する点についての調査である。

○委員長：

各調査項目については、それぞれ設けている理由があるという説明であったが、何か意見はあるか。

○委員：

事務局の説明については、了解した。項目としては、なるべく農業者の方の負担にならない形が望ましいと考える。絞った項目で聞く、という狙いがあるのであれば、どの程度の見直しをするのかをはっきりとさせるといいかと思う。この調査は、いつ頃行う予定なのか。

○事務局：

10月中には実施する。校正については、8月中にはまとめたいと考えている。

○委員：

生産緑地法の改正内容については、ある程度固まってきたが、まだ周知徹底がなされてい

ないと感じる。平成34年の特定生産緑地制度に関しては、次の農業振興計画の策定中に時期を迎えることになるが、農業者においても、現在の意向だけではなく、変更後の生産緑地の制度を見た上で、考えが変わることがあると思う。現時点でも統計を取っておき、さらに改正を見据えた意向調査も実施しておくということも、法改正の影響を見るという意味でも重要だと思う。現在の調査が、意味がないとは思わないし、むしろ現時点での意向調査も大切ではないか。

○委員長：

現在、事務局から示されている調査票の中に生産緑地法に関する項目も含まれている。仮にこの項目を変更するとすれば、どのような形式にできるか。

○委員：

現時点での案については、農業者自身が生産緑地法の改正について正しく認識していなければ、答えようがないと思う。あくまでも現時点の項目として聞くしかない。改正によって営農意欲が変わる可能性がある、ということを含んだ上で質問項目を設定し、聞いたほうがいいのかと思う。

○委員：

農業者との調整の中で感じるが、農業者全員が短い期間で特定生産緑地制度について正確に認識できるようになるとは思っていない。現時点で、特定生産緑地に申請するか、という問いかけをしたとしても、答えるのが難しいと思う。もしやるとしたら、今回調査対象になる方は大半が生産緑地を持っていると思うので、今後も維持していく意向であるのか、相続で減らさざるを得ないと思っているのか、等は聞くことができる。

○委員：

特定生産緑地制度が固まったときにも質問できる項目にしておかないと、現在の質問との整合性が取れないので統計処理ができなくなってしまう。なので、現時点では単純な質問でもいいのではないか。

○委員：

制度を活用する意向があるかと聞いて、その中で「現時点では分からない」という項目を入れるといいのではないか。数年後に同じアンケートをしたとしても、統計としても問題はないと思われる。

○委員：

その調査だけでも、ある程度意味がある。細かい範囲で統計を取ることが、農業振興計画のことを考えても、重要になるのではないか。

○事務局：

特定生産緑地制度が始まるにあたり、市として行うことができる施策はどのようなものが考えられるか。

○委員：

施策そのものではなく、今後の方向性を決めるということが大切だと思う。生産緑地の制度が変わったことで農業者の意向が変化し、それを調査で知ることができれば、行政として進めていくべき方向性の指針にもなる。法改正前の意向だけで計画を作ると、途中で農業者の意向が変わった場合は、あまり意味がない計画となってしまう。農業者の現時点での意向も活用し、変えるべき点は変えつつ、方向性が変わらない施策を作るべきかと思う。

○委員：

今回は、都市の農地に関する制度が大きく変わるタイミングで中間見直しをしなければならぬので、このような見直しになるということは理解できる。ただ、ここ数年間が特定生産緑地制度について、間違いなく非常に重要な期間となってくる。市のほうで、制度の正しい内容を周知する、ということに力を入れていくのであれば、今回の見直しにおいても、市はこのような姿勢である、と盛り込めるといいのではないかと思う。

○事務局：

特定生産緑地に関する事項については今後も引き続き検討し、考えられる課題などを項目に加えながら調査を行い、次の第3次に盛り込むことになると認識している。

○委員長：

継続的に意向調査を行っていくことになるかと思う。

○委員：

現時点で制度のことを聞かれても、税制が決まっていないので農業者は答えようがないのではないか。なので、今回調査をしても、「どうするか分からない」という結果になると思う。

○事務局：

現行の計画で今回の調査を反映できる部分が少なく、現時点では、今後制度内容が大きく動いた際にはこのような対応が必要、というようなことを示しておくようなことしかできないと思われる。

○委員：

この制度改正や税制改正については、まだ状況がどうなるか分かっておらず、次の見直しが5年後なので現時点では計画を立てるには難しさがあると思われる。現状ではあくまでもできる範囲で調査をして、見直しを行うしかないのではないか。

○委員：

農業者への調査時には、「こういうことをやろうと思うがどうか？」と聞いてもいいと思う。下限面積の質問についても、知らない人にしっかりと内容を理解してもらえるように、もっと細かい説明をした上で聞くべきだと感じている。そうすると、農業者も答えやすいし、それを施策に反映できるような質問がいい。生産緑地法の改正で、下限面積を引き下げることが可能になった、ということをもともと知っているか、というような内容を聞いてもいいと思う。

○委員長：

質問の意図を正確に伝える、ということは非常に重要な点である。

○委員：

特定生産緑地の特定、というのはどのようなものを指しているのか。また、認定農業者とはどういう意味なのか。

○事務局：

生産緑地については、これまで500㎡という面積要件があった部分が、300㎡あれば生産緑地として指定できることになった。特定生産緑地については、現行の生産緑地制度が指定から30年が経過することにより、生産緑地に係る制限がなくなる。そのことにより、転用等が自由化されることで発生すると思われる農地面積減少への対応策として、新たな制度として、現行の生産緑地制度から発展的に考えられているものである。税制等については、現時点では正確に定まってい

ないが、平成34年から始まる予定となっている。認定農業者については、市が認定しているものである。5年間の農業経営改善計画を立てていただき、市の農業を発展させる農業者として市で認定した方である。認定農業者を対象とした補助等も行っている。

○委員長：

これまでの意見を踏まえた上で、事務局において調査の内容について精査をしていただくように、調整をお願いしたい。では、次の議題2「農業に係る状況」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料5から資料6までにより、都市農業振興基本法、都市農業振興基本計画、東京農業振興プランと西東京市農業振興計画の関連性、等について説明。)

○委員：

東京農業振興プランは、24年3月に策定されたものである。都においては、都市農地を残すため、市町村にも協力していただきながら、国にも特区の提案等をしてきたが、都市農業振興基本法ができたことにより、現行のプランが適当ではなくなってきたので、西東京市の見直しと若干異なり、元からの変更とすることとした。今後、税制改正等があるかと思うので、そちらについては決まり次第反映させることとなる。これまでのプランと、施策の展開自体はそこまで大きく変えずに、担い手の育成や農地の保全についてや、山間部や島しょ地域などと連携し、都の持っている特性を活かしていくことなどを盛り込んでいくつもりである。

○委員長：

次に、市の事業報告について事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料7により、平成29年度に認定された認定農業者について説明、めぐみちゃんメニュー事業について紹介)

○委員：

認定農業者制度について、家族協定というのはどのようなものなのか。

○事務局：

認定農業者の経営方法等について、家族間での取り決めを話しあって、決定している農業者である。

○委員：

認定農業者について、認定する基準については、今後も変更はないのか。

○事務局：

特に変更はない。

○委員：

収入、所得という言葉は、どのように使い分けられているのか。

○事務局：

収入は純粋な売上であり、収入から経費全体を引いた額が所得である。

○委員長：

議題以外に、委員から何か意見はあるか。

○委員：

先ほど話しにあがった特定生産緑地の問題について、農業者にとって非常に重要な話になると思うので、農業委員会としても詳細が分かり次第、JAとも連携しながら、周知等についても取り組んでいきたいと考えている。

○委員：

特定生産緑地の問題については、広く農業者に伝えるべきことと考えている。農業者を対象に勉強会なども開催しているが、JAとして今後も制度周知を徹底していきたい。

○委員：

農のアカデミー事業にボランティアとして参加しているが、非常にいい取り組みだと考えているので、ぜひ今後も継続していただきたい。

○委員長：

他に何か意見はあるか。

(発言なし)

○委員長：

無いようなので、これで議題については、終わりとする。

(次回の農業振興計画推進委員会の日程調整)

○委員長：

以上で、農業振興計画推進委員会を終了する。

《閉会》